

平成29年8月1日

小池百合子 東京都知事 殿

特定非営利法人東京養育家庭の会
理事長 青葉 紘宇

東京都におかれましては、平素より社会的養護の子どもたちの養育に関して一方ならぬご尽力をいただくとともに、養育家庭に対して格別のお心遣いをいただいております。心から感謝を申し上げます。

私たち養育家庭は、社会貢献をしたい、社会の一員として子育てに参加したいという想いを持って登録をしています。近年、養育家庭の登録は若干ではありますが増えているものの、委託家庭数・委託児童数は伸び悩んでいる状況が続いています。一人でも多くの社会的養護の子どもたちに家庭における養育を提供するために、私たち養育家庭は、養育家庭への委託がさらに推進されることを心から願っております。

さて、東京都におかれましては、次代を担う子どもに関する施策として、「東京都子ども・子育て支援総合計画」や「東京都社会的養護推進計画」及び「東京都児童福祉審議会提言」が示され、その中で、養育家庭に関してもいくつかの重要な提案が行われています。

特に養育家庭に対する「新たな支援体制」については、今後の支援の方向を示すものであり、私ども東京養育家庭の会としても、最も関心が強く、会の中でも活発な議論が行われ、様々な意見が表明されてきたところです。

そのような状況を踏まえ、今回の要望書につきましては、この新たな「養育家庭への支援体制の整備」について、重点項目として要望させていただくこととしました。

あわせて、従来からご要望申し上げてきた事項の中でも喫緊の課題として、「乳幼児委託の推進」及び「高校生を養育する際の委託費」に関する具体的要望につきましても、重点事項として要望させていただきます。

いずれも子どもたちが健やかに成長し、自立した社会人となるために、重要な施策です。ご賢察の程、よろしくお願い致します。

重点要望事項

1. 養育家庭支援体制の整備について

養育家庭に対する支援体制の拡充は、養育家庭への委託を増やしていくために是非とも必要な方策であるとともに、委託された子どもたちに適切な養育環境を保障していくためにも、重要な施策です。

東京都におかれましては、先般の「東京都児童福祉審議会提言」を踏まえ、「チーム養育体制整備実務者会議」を設置し、施設の里親支援専門相談員の養育家庭支援に関する役割を強化しつつ、児童相談所の「親担」が養育家庭支援全体の相談窓口等を担う体制を構築すべく、検討を進められていると伺っています。

そうした体制も一つの考え方だとは思いますが、私ども東京養育家庭の会としては、そうした体制によって養育家庭に対する十分な支援が実現されるのかどうか、率直に申し上げて、不安を拭い去れないものがあります。

一般の家庭に比して養育が困難な子どもたちを育てている養育家庭に対する支援体制においては、外部の社会資源の連携による支援体制の確立に加え、各養育家庭の一義的な相談窓口となり、里親子との日常的なコミュニケーション、支援ニーズのアセスメント、具体的支援のコーディネートを行い、他の支援者・社会資源との繋ぎ役ともなる支援拠点(ソーシャルワークの拠点)が不可欠です。

新たな「チーム養育体制」において、こうしたソーシャルワークの拠点機能をどの機関が担っていただけるのか、判然としないところが私たちの不安の源の一つとなっています。

この点について、東京都における現在の支援者の配置や「東京都児童福祉審議会提言」等を踏まえれば、別紙のように、拠点として「親担」、「里親支援機関」、「里親支援専門相談員(又は施設)」という選択肢が考えられますが、この中で、児童相談所がそうした機能を果たしていくべきではないかという意見もある一方で、「施設」が拠点となることについては下記のようなメリットがあります。

- 施設の入所機能を活用したレスパイト、夜間土日の対応、施設に配置された心理職等による支援が迅速に行われ得る。
- 一般的に施設の職員は社会的養護の子どもたちに対する養育経験が豊富であり、よりの確な支援が期待できる。
- 特に里子の出身施設による支援は有効である。
- 18歳到達による措置解除後のアフターケアの体制が組みやすい。

こうしたメリットを勘案すれば、「施設」が養育家庭支援の拠点となることが、養育家庭に対する支援を拡充するために、最も適切な選択肢ではないかと考えます。

(ただし、そのためには、今後、施設の里親支援専門相談員について、児相間でバ

ランスが取れるような増員を行いつつ、ソーシャルワーカーとしてのトレーニング等を計画的に行うことが必要です。)

しかしながら、東京都におけるこれまでの議論の経緯等に鑑みれば、東京都全体で、そうした体制に一足飛びに移行することは困難であろうとも推察されます。

一方で、現時点において、児童相談所、里親支援機関、施設といった養育家庭支援に関連する機関やスタッフの体制や配置は、児童相談所の所管区域ごとに大きく異なっており、さらには、特別区の区域においては、区に児童相談所を設置するという大きな改革も議論されています。

こうした状況に鑑みますと、当面は、将来像として「施設」を養育家庭の支援拠点とする体制を念頭に置きつつ、各児相の所管区域ごとに、地域の実情に合わせて、ソーシャルワークの拠点機能を含む支援体制を構築していただけますよう、お願い致します。

なお、「施設」を支援拠点とする体制につきましては、いくつかの児相でモデル的に試行していただくことをご検討いただければ幸いです。

また、以上のような考え方を都の方針に反映していただけるよう、「チーム養育体制整備実務者会議」に、東京養育家庭の会も参加させていただきますよう、お願い致します。

2. 乳幼児委託の推進について

子どもの社会的養護においては、養育家庭への委託を中心とした「家庭養護の推進」が国の重要な政策となっていますが、特に乳幼児については、家庭養護を推進することが、乳幼児の健全な発達、成長を保障する上で、不可欠です。

乳幼児の時期に、特定の大人に対する安定した愛着を形成することができなかつたり、十分かつ多様なコミュニケーションの機会や様々な情報に接する機会が不足することは、子どもたちの発達、成長に大きな影響を与えます。

東京都におかれましては、児童相談所が保護した子どもたちが一人でも多く家庭で養育されるよう、特に乳幼児は原則家庭で養育されるように、養育家庭への委託を推進していただけるよう、あらためて要望します。

そのためには、市区町村と連携した養育家庭の登録を増やしていくためのPR施策、上記1で述べた養育家庭支援体制の整備、施設(特に乳児院)における養育家庭への委託推進体制の整備と養育家庭に委託した後の支援体制の整備等の施策が重要となります。

東京都が今年度二葉乳児院において実施するモデル事業の成果を見極めつつ、他の乳児院にも同様の事業を広めていくことを含め、これら家庭養護推進のための具体的施策の展開を是非ともお願い致します。

3. 高校生に対する委託費について

高校生に関する下記の事項について、実現方、よろしくお願ひ致します。

(1) スマートフォンの購入及び利用料金の予算化

スマホは今や学校との連絡や部活関係の連絡のツールとして、高校生の必須アイテムになっています。

(2) 予備校・学習塾の費用(現行 15,000 円)の増額

大学受験や専門学校への進学が増加する中で、予備校・学習塾の費用も嵩んでおり、増額が必要です。

(3) 部活費用の実費支給

高校時代に自由に部活に参加することは、子どもの成長にとって大きな糧となるものですが、所属する部によっては、道具に必要となる費用や合宿費、遠征費などが嵩む場合が多々あります。必要額のバラツキも大きいことから、実費支給とすることが適切です。

(4) 定期代の実費支給

通学費についても、子どもが合格する高校や専門学校等の場所によって所要額が大きく異なることから、実費支給とすることが適切です。

(5) 高校卒業資格の取得できる専門学校・専修学校に対する同様の支給

こうした専門学校・専修学校についても、子どもたちに高校と同様の保障をするべきです。

(6) 私立高校における施設拡充費や寄付金の実費支給

このような費用についても、高校によるバラツキが大きいことから、実費支給とするべきです。

(7) 大学進学等自立生活支度費の措置延長後の支給

措置延長した際の進学等についても、支度費を保証する必要があります。

要望事項

これまでも要望させていただいてきた下記の事項について、あらためて要望させていただきます。ご高配のほど、よろしくお願い致します。

1. 発達障害や精神障害を有すると思われる子どもについて、児童相談所所属の精神科医が多忙で受診できないケースがあります。外部の精神科医への受診や発達障害者支援センターへの通所ができるようにして下さい。
2. 下記の事項について、児童相談所の対応を標準化してください。
 - ①児童相談所が年度初めに行う学校への説明に、希望する里親を同席して下さい。
 - ②課題のある子どもについては、必要に応じ、児童相談所と養育家庭、関係する施設等の機関による関係者会議を実施して下さい。
 - ③家庭訪問を土日でも実施して下さい。
3. 養育家庭の孤立を防ぐためにも、登録した養育家庭の「東京養育家庭の会」への加入を積極的に推進して下さい。
4. レスパイトの届出に時間がかかり、緊急時に間に合わない場合があります。届出を簡素化して下さい。
5. 大学等へ進学した場合、学費・住宅費が高むため、養育家庭にそのまま生活の場を求める場合が多々あります。厚生労働省の通知も参照しつつ、措置延長を積極的に活用して下さい。
6. 措置解除後の住宅賃貸契約に関して、不動産業者から里親が契約者になることを求められる場合があります。現行の里親が保証人になる場合だけではなく、契約者になる場合についても東社協の保障制度を活用できるようにして下さい。
7. 受託した里子や一時保護委託を受けた子どもたちが事故を起こした場合等に備える損害保険の支払限度額について、昨今の状況に鑑み、現行の「1億円」を「無制限」に改定するとともに、対象事故の範囲を適正なものにするなど、子どもの過失等によって養育家庭が負担を負うことがないような仕組みを確立して下さい。
8. 島しょ部に居住する養育家庭が更新時研修等の研修に参加する際の交通費につ

いて、補助する仕組みをつくって下さい。

9. 「里親のしおり」を毎年度当初に配布して下さい。国からの通知等が遅れてくる場合は、その都度、追補等の対応をお願い致します。
10. 平成 13 年まで作成されていた、里親子に関する「年次報告書」について、毎年作成して下さい。
11. 区市町村要保護児童対策協議会など、地域における関係者の連携のための会議に、里親も参加できるよう、すべての区市町村に働きかけて下さい。
12. 里親子の不調ケースが毎年発生していますが、現状を明らかにして下さい。

〔別紙〕

(1) 児相の親担が養育家庭の支援拠点となる。

〔課題〕

- ・親担に経験豊富なソーシャルワーカーの配置が可能か
- ・各養育家庭との日常的なコミュニケーションに基づいて、各養育家庭の状況の確認や情報共有が十分にできるのか
- ・夜間土日を含めて緊急時の対応が可能か
- ・短期で異動しない、長期的な職員配置が可能か
- ・支援拠点と措置権者が同一機関に属していると、養育家庭は措置解除につながることを怖れて、率直な相談ができない傾向がある

(2) 現行の里親支援機関(二葉乳児院、キアセット、東京臨床心理士会)が養育家庭の支援拠点となる

〔課題〕

- ・児相がもつ養育家庭の里親子の情報を里親支援機関と共有する必要がある。
- ・里親支援機関における支援スタッフの増員が必要

(3) 施設の里親支援専門相談員(又は施設そのもの)が養育家庭の支援拠点となる

〔課題〕

- ・児相間で人数や養育家庭とのコミュニケーションの程度(支部主催のサロンに参加しているかどうか等)に差がある。
- ・ソーシャルワークに関する経験については、それぞれの相談員間で大きな差があるものと思われる。

※施設が支援拠点であれば、施設の入所機能を活用したレスパイト、夜間土日の対応、施設に配置された心理職等による支援が迅速に行われ得るというメリットが想定される。また、一般的に施設の職員は社会的養護の子どもたちに対する養育経験が豊富であり、よりの確な支援が期待できる。特に里子の出身施設による支援は有効である。さらに、18歳到達による措置解除後のアフターケアの体制が組みやすいという利点もある。